

日本赤十字広島看護大学大学院学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本大学院は、建学の精神である赤十字の理想とする人道的任務の達成を図るため、看護に関する学術の中心として、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と専門技術を教授研究し、深い学識及び卓越した感性と人間性を備えた高度な看護専門職の育成を図り、看護学の発展とともに世界の人々の健康と福祉の向上と豊かな生活の創造に寄与することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本大学院は、日本赤十字広島看護大学大学院と称する。

(位置)

第 3 条 本大学院は、広島県廿日市市阿品台東 1 番 2 号に置く。

(研究科及び課程)

第 4 条 本大学院に置く研究科及び課程は、次のとおりとする。

看護学研究科 修士課程 教育・研究者コース

専門看護師コース

後期 3 年の課程のみの博士課程（以下「後期 3 年博士課程」という。）

(課程の目的)

第 5 条 修士課程は、広い視野に立って深い学識を教授し、人間性を涵養するとともに、看護学における研究能力又は高度な専門性を必要とする看護職員としての高い能力を培うことを目的とする。

2 後期 3 年博士課程は、看護学研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる幅広く豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻及び入学定員等)

第 6 条 研究科に置く専攻及びその入学定員等は、次のとおりとする。

修士課程

看護学専攻 入学定員 10 人 収容定員 20 人

後期 3 年博士課程

共同看護学専攻 入学定員 2 人 収容定員 6 人

(10 人) (30 人)

(注：括弧内の数字は、共同看護学専攻の構成大学全体の入学定員及び収容定員を示す。)

(修業年限及び在学期間)

第7条 修士課程の修業年限は、2年とする。

2 修士課程の在学期間は、4年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、別に定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 後期3年博士課程の修業年限は、3年とする。

5 後期3年博士課程の在学期間は、6年を超えることはできない。ただし、再入学及び転入学により入学した者は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

6 第2項及び第5項に規定する在学期間には、休学期間は算入しない。

(長期履修学生)

第8条 学生が、職業を有している等の事情により、前条第1項及び第4項に規定する修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

第2章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年、学期、授業期間及び休業日)

第9条 本大学院の学年、学期、授業期間及び休業日は、日本赤十字広島看護大学学則（以下「本学学則」という。）の規定を準用する。

第3章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第10条 本大学院の入学の時期は、本学学則の規定を準用する。

(入学の志願ができる者)

第11条 本大学院の修士課程に入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年

の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が別に定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程(その修了者が学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定する当該課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(11) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 本大学院の後期3年博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 専門職学位を有する者

(3) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 外国の学校、第5号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(8) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学者選抜)

第12条 入学者の選抜は、本大学院の入学者の受入れに関する方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2 修士課程又は後期3年博士課程に入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜のうえ、学長は、研究科委員会の議を経て、合格者を決定する。

(入学の志願、入学の手続き、再入学、転入学、保証人)

第13条 本大学院の入学の志願、入学の手続き、再入学、転入学及び保証人については、本学学則の規定を準用する。この場合において、学則第16条及び第17条中「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第4章 退学、転学、休学、復学、留学及び除籍

(退学、転学、休学、復学、留学及び除籍)

第14条 本大学院の退学、転学、休学、復学、留学及び除籍については、本学学則の規定を準用する。ただし、休学の期間は、修士課程では通算して2年、後期3年博士課程では通算して3年を超えることができない。

第5章 教育課程及び授業科目

(教育課程の編成方針)

第15条 教育課程は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業の方法、授業科目)

第15条の2 本大学院の授業は、授業科目の講義、演習、実習及び研究指導のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学院は、前項に規定する授業を、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 本大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 本大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附

属施設以外の場所で行うことができる。

- 5 第1項の授業科目の種類及び単位数等は、別表第1（修士課程）、別表第2（後期3年博士課程）のとおりとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第15条の3 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（研究指導）

第16条 本大学院においては、入学時に学生ごとに研究指導教員を定める。

- 2 学生は、履修する授業科目の選択及び研究に当たり、研究指導教員の指導を受けなければならない。
- 3 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が当該他の大学院等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

（単位の計算）

第17条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- （1）講義及び演習は、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- （2）実験、実習及び実技は、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- （3）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮した単位数を、研究科委員会の議を経て、学長は別に定めることができる。

（単位の授与）

第18条 各授業科目を履修し試験又は論文審査に合格した者には、大学は所定の単位を与える。

- 2 各授業科目について、所定の出席時間数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。

（成績評価基準等の明示等）

第18条の2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修の方法)

第19条 本大学院において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、課程ごとにその修業年限の期間に分けて履修させるものとする。ただし、長期履修学生の場合を除く。

- 2 授業科目の履修方法は、別に定める。

(履修科目の登録)

第20条 学生は、毎学年の当初に、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、又は単位を修得することはできない。
- 3 本大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、課程修了の要件として学生が修得すべき単位数について、1学期間又は1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第21条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、別に定めるところにより、学生が他の大学院（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む。以下に同じ。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が行う他の大学院における学修を、本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、合わせて15単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を本大学院における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

- 4 前条第3項及び前項で修得したとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第23条 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(学部開設科目の履修)

第24条 本大学院が必要と認めた場合は、修士課程の学生に本学学部の専門教育科目を履修させることができる。ただし、当該科目の修得単位は修士課程の所要修得単位としない。

(他大学院における研究指導)

第25条 本大学院が教育研究上有益かつ必要と認めるときは、他の大学院において学生が必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

第6章 学修の評価及び課程の修了の認定

(学修の評価等)

第26条 本大学院における学修の評価、試験等の時期、試験等の受験資格、修了認定に必要な出席時数、追試験及び再試験は、本学学則の規定を準用する。

(課程の修了)

第27条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年（再入学又は転入学により入学した場合は別に定める年数）以上在学し、教育・研究者コースは所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格すること、専門看護師コースは所定の授業科目について40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、特定の課題についての研究の成果又は修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 後期3年博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について15単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

3 本大学院は、本大学院に入学前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で当該大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合におい

ても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとし、修士課程を修了した者の博士課程における在学期間については適用しない。

(論文等の審査及び最終試験)

第28条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、本学学位規程の定めるところにより、研究科委員会の指名する審査委員会がこれを行うものとする。

(課程修了の認定)

第29条 学位論文又は特定の課題についての研究の成果及び最終試験の可否は、本学学位規程の定めるところにより、審査委員会の報告に基づいて、研究科委員会が決定する。

- 2 研究科長は、前項の結果を学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告に基づいて、課程修了の認定を行う。

第30条 (削除)

(学位の授与)

第31条 修士課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を授与する。

- 2 後期3年博士課程を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。

第7章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第32条 本大学院に入学を志願する者は、入学検定料として別表第3に定める金額を納めなければならない。

(入学金)

第33条 本大学院に入学を許可された者は、入学金として別表第3に定める金額を納めなければならない。

- 2 次の各号の一に該当する者については、その者の願い出により入学金の全額又は半額を免除することがある。
 - (1) 学校法人日本赤十字学園が設置する看護大学及び看護大学が置く大学院を卒業又は修了した者
 - (2) 特別な事情により入学金を納付することが著しく困難であると認められる者
 - (3) その他学長が必要と認める者
- 3 入学金の免除の取扱いは、別に定める。

(授業料及び維持運営費)

第34条 授業料及び維持運営費は、別表第3のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本大学院において特別の事由があると認められた者は、授業料及

び維持運営費について分納又は延納を願い出ることができる。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学長は、特別の事由があると認めた者の授業料、維持運営費及び次条のその他の納付金を免除又は減額することがある。

(その他の納付金)

- 第35条** 実験実習費、その他教育に必要な費用は、別表第3のとおりとし、所定の期日までに納めなければならない。

(退学等の場合の授業料等)

- 第36条** 退学若しくは転学する者、退学を命じられた者、停学中の者、休学した者又は留学した者にかかる授業料等の納入、並びに納入された納付金の不還付等の取り扱いは、本学学則の規定を準用する。

第8章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

- 第37条** 本大学院に、研究科長を置くほか、本大学院の教育研究に必要な教員を置く。

- 2 本大学院の授業及び研究指導は、課程ごとに大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当するものとする。

(研究科委員会)

- 第38条** 本大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第9章 図書館等

(図書館等)

- 第39条** 本大学院は、本学の研究施設及び設備を利用できるものとし、図書館及び保健施設等の使用等については、本学学則の規定を準用する。

第10章 特別聴講学生、科目等履修生、特別の課程履修生、 聴講生、研究生及び外国人留学生

(特別聴講学生)

- 第40条** 他の大学院との協定に基づき、当該大学院の学生で本大学院の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長は特別聴講学生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

- 2 協定に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 4 1 条 本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は科目等履修生として入学を許可し、その履修した科目の単位を与えることができる。

2 科目等履修生の入学資格は、第 1 1 条に定める入学資格を有する者又は本大学院において当該授業科目を履修する能力があると認めた者とする。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別の課程履修生)

第 4 1 条の 2 本大学院は、学校教育法第 1 0 5 条に規定する本大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、研究科委員会の議を経て、学長は特別の課程履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 学長は、特別の課程を修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

3 特別の課程履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 4 2 条 本大学院が開設する一又は複数の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第 4 3 条 本大学院において、特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、学長は研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第 4 4 条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的を持って入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長は外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 1 章 賞罰

(表彰等)

第 4 5 条 本大学院における学生の表彰及び懲戒については、本学学則の規定を準用する。

第 1 2 章 公開講座、赤十字事業及び自己点検評価

(公開講座等)

第46条 本大学院における公開講座、赤十字事業及び自己点検評価の実施等については、本学学則の規定を準用する。

第13章 雑則

(委任)

第47条 この学則に定めるもののほか、本大学院における教育研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改正)

第48条 この学則を改正しようとするときは、別に定めるところにより、学長は理事長の承認を得なければならない。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、本学大学院の授業及び研究指導を担当する教員として、本学の講師を充てることができるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成21年度以降に入学する者について適用し、平成21年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成24年度以降に入学する者について適用し、平成23年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、平成24年4月1日に在籍する学生から適用する。ただし、平成22年度に入学した長期履修生は除く。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成25年度以降に入学する者について適用し、平成24年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、平成25年4月1日に在籍する学生から適用する。ただし、平成23年度に入学した長期履修生は除く。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成26年度以降に入学する者について適用し、平成26年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月 日赤学第495号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月 日赤学第202号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成30年度以降に入学する者について適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月 日赤学第546号）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、平成30年度以降に入学する者について適用し、平成30年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月 日赤学第519号）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月 日赤学第474号）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。